



# LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2012 年 NO04 総 34 期

## 目 録

### IP ニュース

- 2011 年 中国知的財産の司法保護に関するまとめ
- 中日共同知財セミナーが北京で開催
- 著作権法改正草案は業界の注目を引く
- アップル社が中国において iPad トレードマークを使えなくなる？

### ビジネスニュース

- 中国各都市の消費能力が発表、全国合計で 13 兆 2000 億元

### 新法速達

- 輸入食品の国外生産企業登録管理規定
- 企業民主管理規定
- 中華人民共和国入国物品課税価格表
- 銀行の外貨決済・販売総合ポジション管理の完備に関する通知
- 営業税の増値税改革テスト地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免抵退税管理弁法(暫行)
- 個人本位貨幣・外貨の両替フランチャイズ業務テスト管理弁法

## IP ニュース

## 2011 中国知的財産の司法保護に関するまとめ

## I 知的財産権民事案件

## 1. 2011 年 全国地方裁判所の知的財産権民事一審案件

名目	件数	増加率
新しく受理された案件	59,612 件	38.86%
審決が下された案件	58,201 件	39.51%
特許案件	7,819 件	35.16%
商標案件	12,991 件	53.56%
著作権案件	35,185 件	42.34%
技術契約案件	557 件	-16.87%
不正競争案件	1,137 件(独占民事一審案件が <sup>1</sup> 18 件)	0.53%
その他案件	2,193 件	11.55%

## 2. 2011 年 渉外知的財産権民事一審案件

名目	件数	増加率
審決が下された渉外知的財産権民事一審案件	1,321 件	-3.51%
審決が下された香港・澳門・台湾に関係する知的財産権民事一審案件	635 件	128.42%

## 3. 2011 年 全国地方裁判所の知的財産権民事二審案件

名目	件数	増加率
新しく受理された案件	7,642 件	17.17%
審決が下された案件(旧データを含む)	7,659 件	18.18%
新しく受理された再審案件	294 件	164.86%
審決が下された再審案件	224 件	105.50%

## 4. 2011 年 最高裁判所の知的財産権民事案件

名目	件数
新しく受理された案件	305 件
審決が下された案件 (旧データを含む)	311 件
新しく受理された再審案件	255 件
審決が下された再審案件(旧データを含む)	262 件

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

http://www.longanlaw.com

## 5. 裁判所の審判する効率が向上

- ・ 中国全国地方法院知的財産権一審民事案件の結案率は2010年の86.39%から2011年の87.6%に上った。
- ・ 上訴率は2010年の49.65%から2011年の47.02%まで下がった。再審率は2010年の0.27%から2011年の0.51%まで上がった。
- ・ 中国全国地方法院知的財産権一審民事案件において審判期限内に結案した結案率は2010年の97.93%から2011年の98.57%まで上った。

II 知的財産権行政案件

## 1. 2011年 全国地方裁判所の知的財産権行政一審案件

名目	件数	増加率
新しく受理された案件	2,433 件	6.06%
審決が下された案件	2,470 件	3.30%
特許案件	654 件	18.69%
商標案件	1,767 件	12.78%
著作権案件	2 件	0%
その他案件	10 件	11.55%

## 2. 2011年 最高裁判所の知的財産権行政案件

名目	件数
新しく受理された案件	102 件
審決が下された案件 (旧データを含む)	101 件
新しく受理された再審案件	13 件
審決が下された再審案件(旧データを含む)	11 件

III 2011年 中国知的財産権案件の特徴

- (1) 新しく受理された案件の増加幅が大きい
- (2) 重大かつ複雑な案件と新型案件が増加
- (3) 特許案件に係わる件数が持続的に上昇
- (4) 商業標識に係わる紛争が増加
- (5) 著作権保護は従来の文化的な意味合いから経済的な意味合いへと拡大
- (6) 不正競争案件において、インターネット技術、新型営業モデル、営業秘密紛争に係わる案件が増加

全文: [http://www.court.gov.cn/xwzx/fyxw/zgrmfyxw/201204/t20120419\\_176092.htm](http://www.court.gov.cn/xwzx/fyxw/zgrmfyxw/201204/t20120419_176092.htm)

## 隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923 Email: patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

## 中日共同知財セミナーが北京で開催

中華全国弁理士協会と日本国際貿易促進協会が共催した第 20 回日中共同知財セミナーと記念講演会は 4 月 22、23 日北京で行われた。賀化国家知識産権局副局長と河野洋平日本国際貿易促進協会会長が 23 日午後の記念講演会に出席した。賀化国家知識産権局副局長は席上、今回セミナーの成果を高く評価し、「日中間の知的財産権分野の交流は、政府だけではなく、民間機構の交流も含め、全面的に展開しなければならない。民間機構の交流は両国の知的財産権保護事業を促進するうえでの原動力となっている」と述べた。

また、「中日両国の知的財産権関係は緊密である。中国国家知識産権局が受理した外国特許出願の内、日本からの出願数は最高であり、日本も中国特許出願人の国外出願においての主要な国である。その他、両国の知的財産権管理機構も良好な協力関係を保っており、日本特許庁は中国国家知識産権と初めて特許審査ハイウェイ(PPH)プロジェクトを構築した特許機構であり、五局協力と中日韓三局の協力の枠組みにおいて、中日両国の友好協力は世界全体の特許制度に大きな影響をもたらしている」と述べた。

河野洋平日本国際貿易促進協会会長は、「2011 年の日本企業の対中特許出願件数が 52 万件強となり、米国を抜いてトップとなった。中国の国際特許出願数は前年比 33%増の 1 万 6406 件で 4 位、伸び率は主要国では最高となっており、中国をとりまく知的財産権とこの制度の動向は重要性を増している」と述べた。

中日知財セミナーは、中国知識産権局が最も早くから長く実施している外国知識産権民間機構との交流活動であって、これまで 20 年間も交流を続けており、民間機構の交流での手本とされている。

全文: [http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201204/t20120425\\_679213.html](http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201204/t20120425_679213.html)

## 著作権法改正草案は業界の注目を引く

国家版權局は、3 月 31 日に「中華人民共和國著作權法」(改正草案)を公開し、一般向けに意見募集を開始した。今日までは、新浪ウェブサイトでは著作権法改正に関するブログが 8 万件以上発表され、広く注目を集めている。意見募集の締め切り日は 4 月 30 日である。



現行の『著作権法』と比べ、意見募集案は主に下記内容に対する改正・追加を行った。

- (1) 『著作権法実施条例』、『計算機ソフト保護条例』、『情報ネット伝播権保護条例』等行政法規の中に規定された著作権法に規定すべき一般性問題を法律レベルに上昇する。
- (2) 国際公約の基本要求に基づき、現行の著作権法の中に必要な内容を増やし、関連国際条約と一致させる。
- (3) 実践においての有効な司法解釈が定められた関連規定を著作権法に組み入れる。
- (4) 実用芸術作品、情報ネット伝播と伝播権の定義、視聴作品の帰属、職務作品の帰属、著作権の専門許可と譲渡登記等の実践において必要な内容を法律に入れる。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923 Email: patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

草案の第 46 条では「録音は最初の出版の三ヶ月後、本法第 48 条の条件に基づき、著作権者の許諾を得ることなく、その他のレコード製作者がその音楽作品を使用し、録音製品を製作することができる。」と規定されている。音楽プロデューサーたちは当該条約がオリジナル音楽の積極性をくじいてしまうと言う。

全文：[http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201204/t20120410\\_667431.html](http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201204/t20120410_667431.html)

## 📌 事例紹介

### アップル社が中国において iPad トレードマークを使えなくなる？



最近、ホットな話題になっているアップル社と中国深圳唯冠科技有限公司との iPad 商標権をめぐる紛争で、中国政府の関係者らは、「中国深圳唯冠科技有限公司は iPad 商標権の所有者である」との見方を示した。

4 月 24 日の記者会見で、中国国家工商総局の副局長付双建は、「深圳唯冠科技有限公司が依然として中国 iPad 商標権の合法的な所有者である」と表明した。また、工商部門は広東高級法院の判決を待っていると、必ず法律に基づき解決すると表明した。

インターネット上の統計によると、アップル社は去年中国で 410 万台の iPad を販売し、タブレットPC市場の 70% を占めている。深圳唯冠科技有限公司は和解で獲得する賠償金額を公表していないが、取締役社長の楊榮山が「ウォールストリートジャーナル」で、約 4 億ドルの負債を抱えている」と述べた。

全文：<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=13690>

## ビジネスニュース

### 中国各都市の消費能力が発表、全国合計で 13 兆 2000 億元

中央財経大学、首都経貿大学、台湾輔仁大学が共同発表した「2012 中国都市消費能力報告」(以下、同報告書とする)によると、2012 年に都市消費能力が 1 兆元(約 13 兆円)を上回った省は、広東省、江蘇省、山東省の 3 省で、全国都市消費能力の 25% を占めた。また、「全国都市消費能力は、前年比 16.3% 増の 13 兆 2000 億元に達する見通である」と光明日報が伝えた。

同報告書によると、社会保障制度の改善および住民所得分配の改革が 2005 年より進められ、全国都市消費能力が年々増加している。2012 年の上位 10 省・自治区・直轄市の都市消費能力は計 8 兆元に達し、全国都市消費能力の約 60% を占めた。

上海、北京、広州、天津等、2012 年上位 20 都市の消費能力の合計は 4 兆 7000 億元に達し、全国都市消費能力の約 35.6% に達した。深圳、青島、仏山の 3 都市を除き、その他はすべて省都となった。地域別に見ていくと、都市消費能力の増加率は、「西高東低」の傾向を示した。重慶と成都の都市消費能力の増加率が最も高く、15% を上回った。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

同報告書は、「分配制度の必要な改革を実行した上で、社会保障制度の改善を推進し、消費環境を整え都市化を促し、総合的措置により消費能力を高める必要がある」と指摘した。

全文: <http://travel.people.com.cn/GB/17672532.html>

## 新法速達

### 輸入食品の国外生産企業登録管理規定

輸入食品の国外生産企業に対する監督管理を強化するため、『中華人民共和国食品安全法』、『中華人民共和国輸出入商品検査法』及び関連規定に基づき、国家質量監督検査検疫総局が3月30日、22日に公布の『輸入食品の国外生産企業登録管理規定』を正式発表した。

- (1) 企業が所在する国家(地区)の登録に関する獣医サービス体系、植物保護体系、公共衛生管理体系等は評価を経て合格であること。
- (2) 中国に輸入する食品は、使用する動物・植物原料は非感染地からであること。中国に輸入する食品に、動物・植物疫病の感染リスクがある可能性がある場合は、企業が所在する国家(地区)の管理当局はリスク解除或いは制御可能の証明書類と関連の科学資料を提供しなければならないこと。
- (3) 企業は所在する国家(地区)の関連管理当局の批准を経て有効な監督管理の下に、その衛生条件は中国法律・法規と基準規範の関連規定に満足しなければならないこと。

また、規定は輸入食品国外生産企業が登録する際に必要な書類及びそのプロセス、登録有効期限は4年、登録に関する管理事項等についても定められた。

全文: [http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/2011\\_1/201203/t20120330\\_212967.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/2011_1/201203/t20120330_212967.htm)

### 企業民主管理規定

従業員代表大会を基本形式として企業民主管理制度を完備し、従業員による企業管理の参加を支持し、従業員の合法權益を保護し、企業の継続的な発展を促進するため、全国总工会等六部門が近日、2月13日に公布の『企業民主管理規定』を正式発表し、すべての企業が民主管理を実行することを明確にし、非公有制企業による従業員代表大会、工場事務に関する公開制度の建設、会社制企業による従業員理事、職員監事の設立に対する有力な法律保障と政策支持を提供した。

規定により、企業は法に従い従業員理事と従業員監事制度を設け、従業員代表大会は選挙で選出された従業員代表が理事会、監事会の成員として会社の政策決定事務、管理と監督に参加し、会社規約の中に従業員理事、従業員監事に関する具体的な比率と人数を明確にすべきであることを明らかにした。

全文: <http://www.bjzgh.gov.cn/template/10004/file.jsp?aid=23713>

### 中華人民共和国入国物品課税価格表

税関総署公告2012年第15号の発表により、市場の発展需要に適應するため、『中華人民共和国輸出入関税条例』と国务院が2011年1月に批准した『中華人民共和国入国物品輸入税率表』に基づき、税関総署は『中華人民共和国入国物品課税価格表』を改正し、2012年4月15日より執行することが明らかされた。

#### 隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923 Email: patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

全文: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info363071.htm>

### 銀行の外貨決済・販売総合ポジション管理の完備に関する通知

外貨市場を更に発展し、銀行の外貨取引とリスク管理の適応性と能動性を増強するため、国家外貨管理局が16日に『銀行の外貨決済・販売総合ポジション管理の完備に関する通知』を公布し、銀行の外貨決済・販売総合ポジションに対する正負区間管理を実行し、現行の外貨決済・販売総合ポジションの上下限管理の基礎の上に、下限をゼロ以下に引き下げることを明らかにした。

通知では、全国性銀行、銀行間の外貨市場における当期マーケットメークの外貨決済・販売総合ポジション下限は国家外貨管理局が別途で通知する以外、他の銀行(外貨決済・販売業務の経営資格を得る企業集団財務会社)の外貨決済・販売総合ポジションを明確にした。

通知により、銀行は外貨決済・販売総合ポジション上下限の査定或いは調整を申請する場合に、従来どおり『国家外貨管理局の銀行外貨決済・販売総合ポジション管理に関する通知』(匯發[2010]56号)に基づいて執行すべきであることも明らかにした。

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8050000000000000,98&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8050000000000000,98&id=4)

### 営業税の増値税改革テスト地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免抵退税管理弁法(暫行)

営業税の増値税改革テスト業務を順調に実施するため、国家税務総局が18日、5日に公布の『営業税の増値税改革テスト地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免抵退税管理弁法(暫行)』を正式発表し、テスト地区における増値税ゼロ税率課税サービスを提供し、且つ一般納税者に認定された単位と個人は、営業税の増値税改革テストの展開以後に提供した増値税ゼロ税率課税サービスが増値税ゼロ税率を適用し、免抵退税(税収の免除、相殺、還付)弁法を実行し、増値税専門インボイスを発行してはならないことを明らかにした。

また、弁法では、増値税ゼロ税率を適用する課税サービス範囲は国際運輸サービスと海外単位向けの研究開発サービス、デザインサービス、及び増値税免抵退税を取り扱う申告プロセス、必要な書類等の内容についても明確にされた。

全文: [http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/jckss/201204/t20120418\\_395292.html](http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/jckss/201204/t20120418_395292.html)

### 個人本位貨幣・外貨の両替フランチャイズ業務テスト管理弁法

対外交流で個人の両替サービス需要を満足し、テスト地区の個人による本位貨幣・外貨の両替フランチャイズ業務の持続健全発展を更に促進するため、『中華人民共和國外貨管理條例』、『個人外貨管理弁法』等関連規定に基づき、国家外貨管理局が24日に『個人本位貨幣・外貨の両替フランチャイズ業務テスト管理弁法』を公布し、市場参入の管理を簡易化にし、フランチャイズ業務の経営範囲を拡大し、フランチャイズ機構の経営コストを更に引き下げ、資金の収益を向上させ、同時に規模効果を実現するためにフランチャイズ機構のチェーン経営を奨励することを明らかにした。

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8010000000000000,69&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8010000000000000,69&id=4)